

東京都国立地方卸売市場

業 務 規 程

東京多摩青果株式会社

東京都国立地方卸売市場 業務規程

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	業務の方法	2
第 3 章	取引参加者の遵守事項	3
第 4 章	監 督	4
第 5 章	雑 則	5
	附 則	6

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務規程は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）に基づき、東京多摩青果株式会社が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と、その流通の円滑化を図り、もって地域住民の消費生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この業務規程において「開設者」とは、地方卸売市場を開設する者をいう。

2 この業務規程において「卸売業者」とは、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者をいう。

3 この業務規程において「仲卸業者」とは、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該市場内の店舗において販売する者をいう。

4 この業務規程において「買受人」とは、仲卸業者その他の市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

5 この業務規程において「取引参加者」とは、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者をいう。

6 この業務規程において「せり売」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、公開の方法により買受人に競争させ、せりの方法により最高価格（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額とする。以下同じ。）の申込者に対して販売する方法をいう。

7 この業務規程において「入札」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、書面を用い買受人に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

8 この業務規程において「相対取引」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、販売価格及び数量について買受人と交渉の上、販売する方法をいう。

第 2 章 業務の方法

(開設者の責務)

第 3 条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第 4 条 開設者は、卸売業者からの報告に基づき、市場において取り扱う主要な品目について、毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(食品等持続的供給に係る公表)

第 4 条の 2 開設者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 卸売市場の取扱い品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) (1) に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

(売買取引の方法)

第 5 条 市場において行う卸売は、せり売若しくは入札又は相対取引の方法によるものとする。

2 開設者は、前項の売買取引の方法を公表しなければならない。

3 開設者は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するため必要があると認めるときは、売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。

(決済の方法)

第 6 条 卸売市場における売買取引の支払期日及び支払方法は、次に掲げるもののほか、取引参加者間で締結した支払期日及び支払方法によるものとする。

(1) 卸売業者は、受託物品の卸売したときは、委託者に対して、受託契約約

款等で定めた支払期日までに受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用を控除した金額を支払わなければならない。

- (2) 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、当該出荷者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
 - (3) 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
 - (4) 仲卸業者から販売を受けた者は、当該仲卸業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
 - (5) 市場における売買取引の支払方法は、現金、送金その他開設者が別に定める方法によるものとする。
- 2 開設者は、前項の決済の方法を公表しなければならない。

第 3 章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

第 7 条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第 8 条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第 9 条 卸売業者は、第 5 条の規定に定められた方法により、卸売を行わなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第 10 条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金
その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（売買取引の結果等の公表）

第11条 卸売業者は、次に掲げる事項について、開設者が定めるときまでに、インターネットの利用その他の適切な方法により定期的に公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第10条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

（決済の確保）

第12条 取引参加者は、第6条の規定に定められた方法により、決済を行わなければならない。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第13条 卸売業者は、事業年度ごとに、東京都地方卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第274号）別記第2号様式により事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に開設者に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち、貸借対象表及び損益計算書の写しを作成し、主たる事務所に備えておかななければならない。
- 3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出が有った場合には、次に掲げる正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
 - (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第 4 章 監 督

(報告及び検査)

第 14 条 開設者は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、卸売業者又は買受人に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

2 開設者は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、その職員に、卸売業者又は仲卸業者の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(指導及び助言)

第 15 条 開設者は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、取引参加者に対して、その業務又は会計に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

第 5 章 雑 則

(清潔の保持)

第 16 条 開設者、卸売業者、買受人は自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場の施設の清潔の保持に努めなければならない。

(市場の秩序の保持)

第 17 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者（車両を含む。）に対して入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(市場への出入等に関する指示)

第 18 条 市場を利用する者は、市場への出入、市場の施設の使用、商品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場の施

設の使用、商品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(関係規程の制定)

第19条 この業務規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この業務規程は、令和8年4月1日から施行する。

東京都東久留米地方卸売市場

業 務 規 程

東京多摩青果株式会社

東京都東久留米地方卸売市場 業務規程

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	業務の方法	2
第 3 章	取引参加者の遵守事項	3
第 4 章	監 督	4
第 5 章	雑 則	5
	附 則	6

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務規程は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）に基づき、東京多摩青果株式会社が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と、その流通の円滑化を図り、もって地域住民の消費生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この業務規程において「開設者」とは、地方卸売市場を開設する者をいう。

2 この業務規程において「卸売業者」とは、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者をいう。

3 この業務規程において「仲卸業者」とは、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該市場内の店舗において販売する者をいう。

4 この業務規程において「買受人」とは、仲卸業者その他の市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

5 この業務規程において「取引参加者」とは、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者をいう。

6 この業務規程において「せり売」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、公開の方法により買受人に競争させ、せりの方法により最高価格（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額とする。以下同じ。）の申込者に対して販売する方法をいう。

7 この業務規程において「入札」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、書面を用い買受人に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

8 この業務規程において「相対取引」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、販売価格及び数量について買受人と交渉の上、販売する方法をいう。

第 2 章 業務の方法

(開設者の責務)

第 3 条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第 4 条 開設者は、卸売業者からの報告に基づき、市場において取り扱う主要な品目について、毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(食品等持続的供給に係る公表)

第 4 条の 2 開設者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 卸売市場の取扱い品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) (1) に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

(売買取引の方法)

第 5 条 市場において行う卸売は、せり売若しくは入札又は相対取引の方法によるものとする。

2 開設者は、前項の売買取引の方法を公表しなければならない。

3 開設者は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するため必要があると認めるときは、売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。

(決済の方法)

第 6 条 卸売市場における売買取引の支払期日及び支払方法は、次に掲げるもののほか、取引参加者間で締結した支払期日及び支払方法によるものとする。

(1) 卸売業者は、受託物品の卸売したときは、委託者に対して、受託契約約款等で定めた支払期日までに受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係

る費用のうち委託者の負担となるべき費用を控除した金額を支払わなければならない。

- (2) 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、当該出荷者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
 - (3) 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
 - (4) 仲卸業者から販売を受けた者は、当該仲卸業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
 - (5) 市場における売買取引の支払方法は、現金、送金その他開設者が別に定める方法によるものとする。
- 2 開設者は、前項の決済の方法を公表しなければならない。

第 3 章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

第 7 条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第 8 条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第 9 条 卸売業者は、第 5 条の規定に定められた方法により、卸売を行わなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第 10 条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（売買取引の結果等の公表）

第11条 卸売業者は、次に掲げる事項について、開設者が定めるときまでに、インターネットの利用その他の適切な方法により定期的に公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第10条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

（決済の確保）

第12条 取引参加者は、第6条の規定に定められた方法により、決済を行わなければならない。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第13条 卸売業者は、事業年度ごとに、東京都地方卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第274号）別記第2号様式により事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に開設者に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち、貸借対象表及び損益計算書の写しを作成し、主たる事務所に備えておかななければならない。
- 3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出が有った場合には、次に掲げる正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
 - (2) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第 4 章 監 督

(報告及び検査)

- 第 1 4 条 開設者は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、卸売業者又は買受人に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。
- 2 開設者は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、その職員に、卸売業者又は仲卸業者の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(指導及び助言)

- 第 1 5 条 開設者は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、取引参加者に対して、その業務又は会計に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

第 5 章 雑 則

(清潔の保持)

- 第 1 6 条 開設者、卸売業者、買受人は自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場の施設の清潔の保持に努めなければならない。

(市場の秩序の保持)

- 第 1 7 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。
- 2 開設者は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者（車両を含む。）に対して入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(市場への出入等に関する指示)

- 第 1 8 条 市場を利用する者は、市場への出入、市場の施設の使用、商品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、開設者の指示に従わなければならない。
- 2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場の施設の使用、商品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(関係規程の制定)

第19条 この業務規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この業務規程は、令和8年4月1日から施行する。